

どうなる

「中心市街地活性化事業」



内之倉成功議員

内之倉成功議員 北村町政は、六月議会までは、屋地・虎居地区の中心市街地活性化事業は、土地区画整理事業・国道拡幅・川内川河川改修の三点セットで進めていくという公約だったが、九月定例会の冒頭では、断念するしかないとの報告がなされた。これを町民に、どう説明していくのか。

土地区画整理事業は断念せざるを得ない

北村町長 土地区画整理事業については、国・県の財政難等により断念せざるを得ない。国道拡張

事業についても、西回り自動車の無料化による国道三二八号の交通量の減少が予想され、難しくなると考えられる。河川改修についても、三位一体改革等の影響もあり、事業の長期化が懸念される。中心市街地活性化事業は、商店街の実情を踏まえ、財政の許す範囲内で、確実に取り組める事業を研究・検討していきたい。

残された

ハード事業は

内之倉議員 合併前のハード事業は、残されている。その部分については、どのような考えを持っているのか。

緊急度の高い

事業から実施

町長 残されたハード事



ゴルフ場予定地内にある現地事務所

業は、新「さつま町」の振興計画に基づいて調整し、緊急度の高い事業から実施していきたい。

ゴルフ場予定地の

有害鳥獣対策を

内之倉議員 今日まで工事が中断しているゴルフ

場予定地には、有害鳥獣が住みつき、周りの農作物に、多くの被害が出ている。何とか対策を講じられないか。

町長 土地所有者の了解があれば、有害鳥獣駆除はできる。地元から要望があれば、会社側と、話

し合っていきたい。

公民会の法人化を

進められないか

内之倉議員 地方自治法の改正により、市町村長の認可により、「地縁による団体」の法人化ができるようになった。これまで、公民館・運動公園・山林等の共有財産の登記は、権利者全員や代表の個人名義で行ってきたが、この制度では、法人代表者の登記で済むことになる。町として今後、この制度を推進していく考えはないか。

町長 平成七年、公民会長会のなかで、制度についての説明をしたが、今のところ、法人化の実績はない。県内では、約八〇〇団体が認可されている。法人化への申し出があれば、指導していきたい。